

あきる野市居住支援協議会の会議の公開に関する取扱要領

令和5年5月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、あきる野市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 会議の開催は、公開・非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに公表する。

2 前項の規定により公表する内容は、会議名、日時、場所その他必要な事項とする。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、これを公開する。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(会議録)

第4条 事務局は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 協議会の開催年月日

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事のとん末

(5) その他協議会の経過に関する事項

2 会議録は、これを公開する。ただし、前条の規定により非公開としたときは、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、10人以内とする。

2 前項及び次条の規定は、報道関係者については適用しない。

(傍聴券の交付等)

第6条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。ただし、会議開催の20分前に傍聴希望者が前条の定員を超えている場合は、抽選とする。

3 傍聴券の交付を受けた者は、これを携帯し、入場しようとするときは、係員に提示しなければならない。

(傍聴の手続)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所（報道関係者にあつては、その所在地及び名称）、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記載しなければならない。

(傍聴席)

第8条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険な物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、高笑等会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話を使用しないこと。
- (5) 借り受けた会議資料等は退席時に返却すること。
- (6) 会議中みだりに離席をしないこと。
- (7) 傍聴により知り得た情報により、協議会又は委員を中傷するような行為を行わないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 本要領第3条第1項ただし書の規定により審議会の会議を非公開としたときは、会長は傍聴人を退場させるものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。